

長浜バイオ大学大学院における研究科ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関する規程

(2008年3月4日研究科委員会承認)

(目的)

第1条 この規程は、長浜バイオ大学大学院学則（以下、「本学大学院学則」という。）第1条第4項の規定に基づき、本学における研究科ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的)

第2条 前条に規定する研究科ごとの人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

研究科	人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的
バイオサイエンス研究科	自然環境の保全と持続可能な開発が両立する豊かな社会を構築するための科学技術として期待されるバイオサイエンス、バイオテクノロジーとバイオインフォマティクスに関する基礎学力と高度な専門知識を備え創造性の高い学術研究を行う研究者、すぐれた応用能力を備え先導的な技術を創造する技術者、ならびに社会の多様な方面において高度で専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。

(人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的の公表)

第3条 前条の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、長浜バイオ大学ホームページ等により公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。